2026年度第１回ファイナンシャル・プランニング技能検定１級実技試験

Part Ⅰ（2026年６月６日）　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

●設　例●

地方都市のＮ市に住むＡさん（65歳）は、個人で不動産賃貸業を営んでいる。毎年の不動産所得の金額は3,000万円を超えており、所得税・住民税の負担が大きいことに頭を悩ませている。Ａさんの家族は妻Ｂさん（63歳）、長女Ｃさん（37歳）、長男Ｄさん（35歳）、二女Ｅさん（25歳）の４人である。

会社員である長女Ｃさんは、夫と子２人（10歳・７歳）の４人で東京郊外の分譲マンションに暮らしている。今後、子どもの教育費負担が増えることから、Ａさんからの資金援助を期待している。

大手商社に勤務している長男Ｄさんは、Ａさん夫婦と同居しており、今年の秋に結婚する予定である。以前から長男Ｄさんは、「将来のことを考えると、俺が父さんや母さんのそばで暮らしたほうがよいと思っている」と言っており、Ａさんは、自宅を二世帯住宅に建て替えて、長男Ｄさん夫婦と同居する方法を検討している。また、自宅の敷地が大きいことから、その敷地内に長男Ｄさん夫婦のための新居を建ててあげてもよいとも考えている。Ａさんは、建築資金を全額負担するつもりでいるが、二世帯住宅と別棟の新居のどちらが望ましいのか、建物の名義は誰にするのがよいのかなど、判断がつかないでいる。

二女Ｅさんは、３年前に米国に渡り、現地の大学に留学しており、米国での就職を検討している。二女Ｅさんは、現在、Ａさんが海外投資を兼ねて購入したマンションの一室に無償で居住している。なお、二女Ｅさんは米国籍を取得していない。Ａさんは二女Ｅさんが独立するまでこの部屋に住まわせ、その後は他人に貸し出そうと考えている。

Ａさんは最近、体力の衰えを感じることが多くなり、そろそろ将来の相続のことを考えて、遺言書の作成など、できることから準備を始めたいと思っている。おおまかな考えとして、現預金は均等に相続させ、国内の賃貸物件は妻Ｂさんと長男Ｄさんに、米国のマンションは二女Ｅさんに相続させればよいと思っているが、米国で所有している不動産が相続時にどのように取り扱われるのかなど、わからないことも多い。また、長女Ｃさんには教育資金の援助をしたいと考えている。

このような状況のもと、Ａさんは、資金援助や自身の相続について、ＦＰであるあなたにアドバイスを求めている。

【Ａさんの所有財産の概要】（相続税評価額、土地は小規模宅地等の評価減適用前）

１．現預金	：	１億3,000万円
２．自宅		
①土地（500㎡）	：	１億2,000万円
②建物（築30年）	：	500万円
３．賃貸マンション		
①土地（500㎡）	：	１億5,000万円
②建物（築20年）	：	１億円（年間収入約2,900万円）
４．賃貸アパート		
①土地（300㎡）	：	8,000万円
②建物（築10年）	：	2,000万円（年間収入約840万円）
５．米国マンション（一室）	：	3,000万円
合計	：	６億3,500万円

※Ａさんの相続に係る相続税額は、約１億7,000万円（配偶者の税額軽減・小規模宅地等の評価減適用前）と見積もられている。

（注）設例に関し、詳細な計算を行う必要はない。

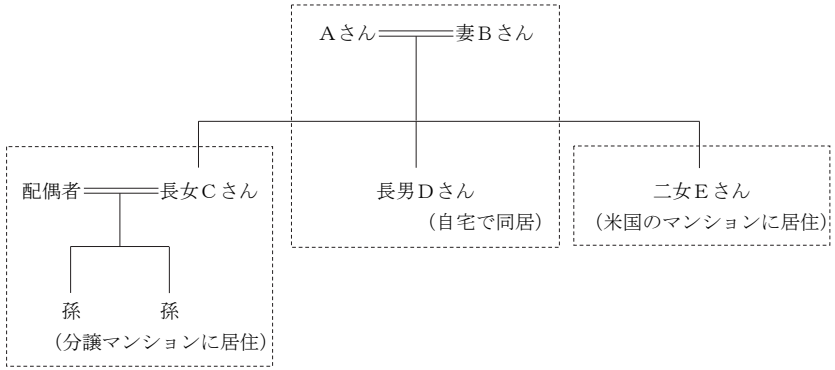
検討のポイント

●設例の顧客の相談内容および問題点として、どのようなことが考えられるか。
●それらの相談内容および問題点を解決するために、どのような提案・方策が考えられるか。
●それらの方策（解決策）のなかで、何を顧客に提案するか。その理由・留意点は何か。
●ＦＰと職業倫理について、どのようなことが考えられるか。

【Ａさんの家族構成（推定相続人）】

妻Ｂさん　（63歳）：専業主婦。Ａさんと自宅で同居している。
長女Ｃさん（37歳）：会社員。夫と子２人の４人で持家に居住している。
長男Ｄさん（35歳）：会社員。Ａさん夫妻と自宅で同居している。
二女Ｅさん（25歳）：米国在住。Ａさんが所有する米国のマンションに居住している。

【親族関係図】



（メモ余白）